

平成25年10月8日

保護者の皆様

大阪府立高槻支援学校

校長 国津 賢三

**保存版
改訂版**

特別警報・警報が発令された場合の措置について（お知らせ）

特別警報・警報が発令された場合の通学につきまして、本校では下記のような措置をとりますので、お知らせいたします。

記

午前7時現在で「**特別警報**」「**暴風警報**」が大阪府（北大阪地域）に発令されている場合は通学バスの運行を中止するとともに、学校を臨時休業とします。

（補足）

*本校の通学区域は「大阪府（北大阪地域）」に入りますので、北大阪地域に特別警報または暴風警報が発令された場合は臨時休業となります。大阪府全域に暴風警報が発令された場合も同様です。特別警報は8月30日より新たに運用されたもので9種類ありますがどの特別警報が発令されても臨時休業となります。

*以下の場合は臨時休業となりません。

- ・他の警報（大雨・洪水など）が発令されていても暴風警報が発令されていない場合
- ・大阪府の他の地域に暴風警報が発令されていても、北大阪地域には発令されていない場合

*ただし、暴風警報が発令されていない場合でも「児童・生徒の登校は危険である」と保護者が判断される場合は、登校させないでください。なお、その場合は必ず学校へ連絡してください。

*児童・生徒の在校中や下校時に危険が迫っていると判断された場合は、通学バスの発車時刻・下校時刻を変更することや、保護者に迎えをお願いする場合があります。その時は連絡網などでお知らせいたしますので、ご注意ください。